

# 《平成31年度 税制改正大綱》

## ～ 活用した法人だけが恩恵を受ける税制改正 ～

～G・M税理士法人によるプレゼンセミナー～

- 日 時：2019年2月5日(火) 13:30～16:00 (受付13:00～) [個別相談 16:00～16:30]
- 場 所：博多バスターミナルビル 9階 第12ホール (JR博多駅博多口より徒歩1分)
- 料 金：無料 ※同業の方からのお申し込みはお断りさせていただく場合がございます。
- 申込方法：下欄「参加申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。  
大阪投資育成のHP (<https://www.sbic-wj.co.jp/allseminar/>) からもお申込頂けます。  
(当日受付にてお名刺を頂戴いたします。またご希望の方には、受付書をFAXいたします)

### <セミナー概要>

『平成31年度税制改正』～活用した法人だけが恩恵を受ける～

#### ① 平成31年度主な税制改正についての説明

設備投資にかかる100%減価償却(即時償却)等の概要を、(イ)役所への申請のタイミング、(ロ)銀行目線を踏まえた決算書への表記方法を含め詳説します。

#### ② 事業継承税制(納税猶予)

格段に使い勝手の良くなった特例事業承継税制。その平成30年の改正内容を、豊富な相談事例を元に、(イ)使える事例、(ロ)留意すべき点(猶予であること、次の世代への承継)の観点から説明します。

#### ③ 最近の税制改正の概要

ここ数年の改正内容(法人税率の引き下げ、給与拡大促進税制、固定資産税ゼロ税制)を、(イ)自動的に使っている税制、(ロ)使うべき税制、(ハ)積極的に使いたい税制、に分けて説明します。

#### ④ 法務における遺留分・民法特例の除外合意の活用

事業承継は遺留分を見過すと、将来大きな問題に直面します。

#### ⑤ 生命保険活用法

- ・全額損金計上の商品は無くなるのか
- ・生命保険は余命半年と言われてからこそ見直します

**G・M税理士法人 代表社員 税理士 望月教生**  
昭和59年 日本興業銀行(現みずほ銀行) 入行 融資業務の他にデリバティブ業務等に従事。銀行には20年在籍。  
平成18年 福岡市博多区の税理士法人に入社。事業承継部を立ち上げ。  
平成30年4月 G・M税理士法人を設立。専門分野は「事業承継」、「預金通帳で月次損益が翌月初めに判る方法」等。

**プルデンシャル生命保険株式会社 坪原 利浩**  
平成11年 プルデンシャル生命保険(株)に入社  
現在MDRT終身会員メンバー  
その他セミナーに「家族が亡くなったらするべき36のこと」「相続対策・使用前、使用后」「心の隅々まで響く遺言書」年間講演100回を超える、相続対策のスペシャリスト

**FAX: 06-6459-1703** (番号違いにご注意下さい。)

当該参加申込の情報は本フォーラム講師機関と共有利用いたしますが、フォーラムのご案内以外の目的で利用することはありません。

**福岡開催『平成31年度 税制改正大綱』(2019.2.5) 申込書**※受付書の送付をご希望の場合は、下記にチェック願います

会社名	TEL		
所在地 〒	FAX		受付書の送付を希望する <input type="checkbox"/>
部署 役職	フリガナ 受講者氏名 e-mail		
当日の無料個別相談会 (○をお付けください)	希望する	希望しない	

☆お問合わせは、大阪中小企業投資育成(株) 担当/中川 TEL: 06-6459-1700  
または、九州支社 担当/田中 TEL: 092-724-0651